

障害年金の保険料納付要件に備える

障害年金の保険料納付要件を満たしておくための方法を知っておきましょう。納付要件は、初診日の前日の状況で判断されますので、それまでに手続きを行うことが重要です。

① 20歳になったときや、会社を退職したときの手続きは速やかに

学生でも20歳になったときの国民年金の加入手続きや、会社を退職したときの国民年金への切り替え手続きは、市区町村の国民年金担当課で速やかに行い、納付方法を選択します（納付書、口座振替など）。また、保険料の納付が難しいときは、下記②の手続きを担当窓口で相談しましょう。

② 未納のままにせず、免除・納付猶予の手続きを行う

◆ 保険料の免除申請を行う

保険料の免除を申請すると、前年の所得や申請時の状況によって免除期間とするかどうか判断されます。

たとえば、こんな場面で

会社を退職したとき、収入が少なく保険料の納付が難しいとき、夫の扶養に入っていた妻が離婚したとき、地震や風水害にあったとき など

◆ 学生や30歳未満の若年者の場合

学生や30歳未満で所得が一定以下の場合は、申請により保険料の納付期限が10年まで猶予されます。

③ 過去の未納期間の保険料を払う

原則として納付期限は2年ですが、現在は、平成27年9月30日までの間であれば、過去10年まで保険料を払える「後納制度」が実施されています。

④ 過去の未納期間を未納扱いとしないための手続きを行う

扶養に入っていた妻（夫）の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への切り替え手続きがもれていた期間について、昭和61年4月までさかのぼって記録訂正が進められています。（該当例は図参照）

この記録訂正により1号未納期間となった期間は、平成25年7月1日から始まった「特定期間該当届」を年金事務所へ提出することにより、年金を受けるために必要な期間として数えることになります。



なお、特定期間は③の「後納制度」または平成27年4月1日から3年間限定で実施される「特例追納」によって、過去10年以内の期間であれば保険料の納付が可能です。

Topics

障害年金の種類とポイント

障害年金は、国民年金から支給される障害基礎年金と、厚生年金から支給される障害厚生年金があります。どちらも障害の程度に応じて1級と2級があり、障害厚生年金には3級と障害手当金があります。障害年金を受けるためには、障害の原因となった病気やケガの診療のために初めて病院へ行った日の前日時点での保険料の納付状況が重要なポイントとなります。



横山玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/

知っておきたい障害年金のこと

公的年金には、万が一のときの障害年金制度があります。障害年金を受けるには、障害の状態が一定程度であることだけでなく、保険料を一定期間納めていることも重要な要件です。



友子
40歳
パート勤務

先生
社会保険
労務士

障害年金を受けるための「保険料の納付要件」

保険料納付要件とは

障害の原因となった病気やケガで、初めて医師の診療を受けた日の前日時点で、次のいずれかを満たしていること。

- 初診日の前日において、初診月の前々月までの直近1年間で公的年金の納付済・免除・納付猶予期間であること
- 初診日の前日において、初診月の前々月までの公的年金の全被保険者期間の3分の2以上が、納付済・免除・納付猶予期間であること

※厚生年金の加入期間は、納付済期間として数えます。
※国民年金の第3号被保険者の届け出をした期間は、自分では保険料を納めていませんが、納付済期間として数えます。

友子 最近聞いた話なのですが、障害の程度が基準を満たしていても、保険料を払った期間が足りなくて障害年金をもらえないことがあるそうですね。
先生 障害年金の原因となった病気やケガの初診日が20歳以降の場合は、初診日の前日時点で、保険料の納付期間等が一定期間以上あることが必要です。
友子 収入が少ないときや失業中で保険料の納付が難しい場合は、未納のままになっていることもあると思います。
先生 国民年金には、そういうときのために、保険料の免除や、納付を猶予する制度があります。この手続きをして認められた期間であれば、保険料を

払っていないとしても、障害年金受給の判断をする際に、保険料を払った期間とみなされます。
友子 過去の保険料の納付期限は2年でしたよね。
先生 原則は2年ですが、今は期間限定で過去10年前まで納付可能です。また、過去2年を超えた期間のうち、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えもれ期間については、未納扱いしない届出制度が今年7月1日から始まっています。いずれにしても、初診日の前日の状況で判断されるので、それまでに手続きをしておくことが重要です。